

新潟市食品取扱従事者に対する健康診断（検便）実施要領

第1 目 的

食品衛生上の事故発生を防止するため，食品取扱従事者に対する健康診断（検便）を実施することにより，食品衛生の向上と，その確保に努めることを目的とする。

第2 対 象 者

市内の食品関係営業施設に勤務し，食品取扱いに従事する者

第3 検 査 機 関

検査機関は，臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により県知事（新潟市は市長）の登録をうけている検査機関。

第4 検 査 方 法

衛生検査指針により実施するものとする。

第5 検 査 項 目

赤痢菌，腸チフス，パラチフス菌，サルモネラ菌及び病原性大腸菌 O157

但し，病原性大腸菌 O157の検査については，保健所長が必要があると認めた場合に行うものとする。

第6 実 施 時 期

当該年度の4月から6月までとする。

第7 連 絡 調 整

検査の実施に当たっては，保健所長の指示に従い事業の円滑な運営に努めるものとする。

附 則

この要領は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成18年4月1日から施行する。